

訪問看護ステーション(医療保険)

料金の目安	1割	2割	3割
1日目 週3日目まで	1,610	3,200	4,810
2日目～ 週3日目まで	860	1,710	2,570
4日目以降	700	1,400	2,100

1. 基本料金表

契約項目	項目	基本料金 (100%)	1割負担	2割負担	3割負担	適用	備考・条件
	訪問看護基本療養費(Ⅰ)	5,550	560	1,110	1,670	週3日目まで(1日1回)	通常の訪問看護の基本料です。1日1回、週に3回目までの料金
	訪問看護基本療養費(Ⅰ)	6,550	660	1,310	1,970	週4日目以降(1日1回)	頻回な訪問が必要な方の4回目以降の料金です
	基本療養費(Ⅱ)2人:週3迄	2,985	300	600	900	同一建物で2人を訪問 (週3回目まで)	同じマンション等で2人の方を訪問する場合の割引料金です。
	基本療養費(Ⅱ)2人:週4以降	3,985	400	800	1,200	同一建物で2人を訪問 (週4回目以降)	同じ建物で2人訪問し、かつ頻回な訪問が必要な方の料金です。
	基本療養費(Ⅱ)3人以上:週3迄	2,100	210	420	630	同一建物で3人以上を訪問 (週3回目まで)	同じ建物で3人以上を訪問する場合の、より安価な基本料金です。
	基本療養費(Ⅱ)3人以上:週4以降	3,100	310	620	930	同一建物で3人以上を訪問 (週4回目以降)	同じ建物で3人以上を訪問し、週4回目以降の場合の料金です
	訪問看護基本療養費(Ⅲ)外泊時	8,500	850	1,700	2,550	1回の入院につき1回	入院中の方が一時的に自宅へ外泊される際、家で看護を受けるための料金です
	管理療養費(月の初日)	(下記)					
	イ 機能強化型1	13,760	1,380	2,750	4,130	月の最初の訪問日に算定	毎月最初の訪問時にかかる管理費です。24時間体制が整っている等の施設基準で金額が変わります
	ロ 機能強化型2	10,460	1,050	2,090	3,140		看護師の人数が多く、重症者の受け入れ体制が特に手厚い「機能強化型1」のステーションの場合
	ハ 機能強化型3	9,030	900	1,810	2,710		24時間体制や看取りの実績など、一定の基準を満たした「機能強化型2」のステーションの場合
	ニ 機能強化型4	9,030	900	1,810	2,710		地域の連携体制など、特定の基準を満たした「機能強化型3」のステーションの場合
	イ～ハ以外の場合	7,710	770	1,540	2,310		精神科のケアにおいて、地域の保健所や病院等と密に連携し、24時間の支援体制を整えている場合の管理費です
	管理療養費(月の2日目以降)	3,000	300	600	900		上記の「機能強化型」の届け出をしていない、通常の訪問看護ステーションの場合
	精神科訪問看護基本料(Ⅰ)	5,550	560	1,110	1,670	週3日目まで30分以上	その月の2回目以降の訪問ごとに、毎回かかる管理費用です
	精神科訪問看護基本料(Ⅰ)	4,250	430	850	1,280	週3日目まで30分未満	心のケアを目的とした専門的な訪問看護を利用する場合の基本料です
	精神科訪問看護基本料(Ⅰ)	6,550	660	1,310	1,970	週4日目以降30分以上	お薬の確認や短時間の様子伺いなど、比較的短い訪問の際の料金です
	精神科訪問看護基本料(Ⅰ)	5,100	510	1,020	1,530	週4日目以降30分未満	病状が不安定で毎日のように手厚いケアが必要な方の、週4回目からの料金です
	精神科訪問看護基本料(Ⅰ)						週4回以上の頻繁な訪問が必要な方のうち、短時間(30分未満)で済む場合の料金です

2. 加算料金表(状況・要望に応じて加算する利用料)

契約項目	項目	料金 (100%)	1割負担	2割負担	3割負担	適用	備考・条件
	早朝・夜間加算	2,100	210	420	630	該当時間の訪問	朝6～8時、または夜18～22時に訪問する場合にはかかります
	深夜加算	4,200	420	840	1,260		夜22時～翌朝6時の深い夜間に訪問をお願いする場合にはかかります
	難病等複数回訪問加算(1日2回)	4,500	450	900	1,350	難病等の対象者に、1日2回の訪問を行った場合	厚生労働省が定める難病などの重症な方が対象です。1日に2回看護師が訪問し、手厚いケアを行った際にかかる追加料金です
	難病等複数回訪問加算(1日3回以上)	8,000	800	1,600	2,400	難病等の対象者に、1日3回以上の訪問を行った場合	病状が特に不安定な場合などに、1日に3回以上看護師が訪問して、頻繁な処置や観察を行った際にかかる料金です
	乳幼児加算(6歳未満)	1,400	140	280	420	1回/月	6歳未満の小さなお子様を看護する場合にはかかります
	乳幼児加算(厚労省指定)	1,800	180	360	540	1回/月	15歳未満の別に厚生労働省が定める状態のお子様を看護する場合
	長時間訪問看護加算	5,200	520	1,040	1,560	1回/週	特別な管理が必要な方に対し、1回の訪問が90分を超える長い時間になった場合の費用です
	複数名訪問(看護師2人)	4,500	450	900	1,350	1回/週	体位変換が難しい場合など、安全のために看護師2名体制で伺う場合の料金です
	複数名訪問(看護師+補助者)	3,000	300	600	900	3回/週	体位変換が難しい場合など、安全のために指導を受けた補助者と2名体制で伺う場合の料金です。
	24時間対応体制加算	6,520	650	1,304	1,956	24時間連絡・緊急訪問体制の維持	夜間や休日でも電話相談・緊急訪問ができる安心料です
	緊急時訪問看護加算	2,650	260	530	795	計画外の緊急訪問を行った場合	急な体調不良で予定外に駆けつけた際の手数料です
	特別管理加算(月1回)	2,500	250	500	750	1回/月	特別な管理が必要な場合
	特別管理加算(重症度高)	5,000	500	1,000	1,500	1回/月	
	退院時共同指導加算	8,000	800	1,600	2,400	退院につき1回	退院前に病院の先生や看護師と、家での過ごし方を直接打ち合わせの際にかかります
	特別管理指導加算	2,000	200	400	600		特別管理加算の対象者に対し、退院時共同指導加算に加えて算定
	退院支援指導加算	6,000	600	1,200	1,800	退院日に在宅での療養上必要な指導を行った場合	退院当日に、ご自宅で安全に過ごせるよう看護師が具体的な指導を行った場合の料金です。
	ターミナルケア療養費Ⅰ	25,000	2,500	5,000	7,500	死亡前14日以内に2回以上	最期まで家で過ごせるよう、亡くなる前14日間に2回以上手厚いケアを行った場合の料金です
	訪問看護医療DX情報活用加算	50	0	10	15	マイナ保険証等で情報取得した場合	正確な診療情報を活用して質の高い看護を行うための加算です
	訪問看護医療情報連携加算	1000	100	200	300	1回/月	ICT(タブレット等)を用いて、病院や主治医とリアルタイムで病状を共有し、より安全なケアを行うための連携費用です
	ベースアップ評価料(月1回)	1050	100	210	315		厚労省の定める基準に適合する場合 看護スタッフの待遇改善のための法定料金です
	物価対応料(月の初日)	60	6	12	18	厚労省の定める基準に適合する場合	光熱水費や衛生材料費等の高騰に対応し、ステーションの運営を維持するための費用です
	物価対応料(2日目～)	20	2	4	6	厚労省の定める基準に適合する場合	2回目以降の訪問時に、物産費高騰への対応分としてご負担いただきます

3. 保険がきかない費用(全額自己負担)

契約項目	項目	料金(税込)	備考・条件
	営業日以外の訪問(営業日の時間外(夜間)の緊急訪問も対象になります)	1,000	日曜日や祝日の営業日外や営業時間外に訪問看護を利用する場合に、1回ごとにかかる追加料金です。 ※訪問が必要な状態で計画的な訪問であれば発生しない場合もあります。
	90分を超える超過利用金	1,000	営業時間内:30分毎に加算
		1,500	営業時間外:午前7時~午前8時30分・午後5時~午後10時 30分毎に加算
		2,000	営業時間外:午後10時~午前7時 30分毎に加算
	交通費 事業所から利用者宅間までの距離に応じて発生します	0	京都市山科区は無料
		350	片道2km以上5km未満
		750	片道5km以上10km未満
		1250	片道10km以上
	死後の処置料	11,000	お亡くなりになった直後、看護師が心を込めて行うお体のお手入れ(エンゼルケア)の費用です。(メイク・医療機器の除去・排せつ物の対処)ご家族も一緒に頂く事も可能です。
		3300	物品を使用した場合
	領収証明書1通につき	1100	領収書を紛失された場合にも必要です